

1. 全般 Q & A

11/20更新

Q		A
1-1	案内状に同封されている「 専門工事請負基本契約書・エンジニアリング工事請負基本契約書等に係る電磁的措置に関する覚書 」は、どうすればよいか？	案内状同封の覚書は、署名情報登録後の電子署名手続の際に、基本契約書とあわせて電子署名を行っていただく必要があるため、その内容について事前に確認していただくことを目的として送付しており、 返送等は不要 です。 なお、覚書の内容確認後は破棄していただいても構いません。
1-2	署名情報の確認後はどうすればよいか？	貴社にて署名情報を確認後、1か月程度で弊社にて貴社の登録内容を確認し、登録された「署名操作者」「契約内容確認者」のメールアドレス宛に確認のメールをお送りします（返信不要）。メールアドレスの確認がとれ次第、順次DocuSignからの電子署名用のメールが「契約内容確認者」として登録されたメールアドレス宛に届くので、メールが届き次第、電子署名手続をお願いします。
1-3	署名情報登録や電子署名手続の期限はいつか？	署名情報の新規登録は、2020年7月31日17:30をもって終了しました。 電子署名手続については、多数の取引先の皆様の署名確認を行っている関係上、1か月程度の時間を要しておりますが、署名依頼メール受領後は、速やかにお手続きをお願いします。 また、署名情報サービスにて署名情報（会社名、住所、代表者名義、代表者氏名）を修正した場合は、2020年8月31日取引支店必着で変更届を提出してください。2020年8月31日までに取引支店で受理できなかった場合、書面での再締結とさせていただきます。
1-4	SUPER-TRIOでの個別請書締結にかかる「電磁的措置に関する合意書」と今回の「 専門工事請負基本契約書・エンジニアリング工事請負基本契約書等に係る電磁的措置に関する覚書 」は違うのか？	今回締結していただこうとしている「 専門工事請負基本契約書・エンジニアリング工事請負基本契約書等に係る電磁的措置に関する覚書 」は、今回の基本契約の再締結に限定した覚書となります。 取引先の皆様の中には、個別請書の電子契約等に関する「電磁的措置に関する合意書」を締結されている方もいらっしゃいますが、今回の覚書とは対象が異なることに注意してください。
1-5	SUPER-TRIOで電子署名契約を行っているが、今回の再締結はそれと同じものか？	今回の再締結に関する電子契約手続は、基本契約の手続に関するものであり、SUPER-TRIOでの個別請書の電子契約（CEC-TRUST・TRUST-Light）とは別個の扱いとなります。
1-6	電子署名時に、署名情報登録時の内容から変更が生じている場合、どうすれば良いか？	DocuSignから署名依頼メールが届いた後に署名情報の修正を行っていただくには、別途操作を行う必要がございますので、 お取引のある弊社支店・事業本部にお問い合わせください。

2. 署名情報サービス Q&A

Q		A
2-1	署名情報サービスにアクセスできない。	<p>署名情報サービスへのアクセスは2020年7月31日17:30をもって終了しました。 登録情報を修正する場合は、お取引のある弊社支店・事業本部にお問い合わせください。 なお、情報を修正する場合、署名情報サービスへのログインの注意点は、下記の点をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時ログインはできませんので、社内で他にログインしている方がいないかを確認してください。 ・パスワードの入力を何度か間違えると、ログインができなくなりますので、1時間以上時間をおいてから改めてログインを試みてください。 ・一定時間画面を操作していない場合は、接続が切れてその後の操作がシステムエラーとなりますので、再度ログインして初めから登録し直す必要があります。なお、初期パスワードは変更されていますので、変更後のパスワードでログインしてください。
2-2	署名情報を登録したが、電子ではなく書面で契約したい場合はどうすればよいか？	<p>書面による契約を希望する場合は、お取引のある弊社支店・事業本部にお問い合わせください。</p>
2-3	各権限者のメールアドレスは、個人のメールアドレスではなく、部署の共有メールアドレスでも良いか？	<p>個人のメールアドレス以外に、共有メールアドレスなども設定可能です。</p>
2-4	会社名の欄に代表者名が記載されている。	<p>個人事業主の方は、電子契約のシステム上、会社名欄・代表者名欄の双方に代表者名を記載する必要がありますため、このような記載となっております。 代表者の変更がない場合は修正する必要はありません。</p>
2-5	代表者以外が契約名義人でもよいか？	<p>基本契約書については、必ず代表者の方が契約名義人になるように登録をお願いします。</p>

3. 電子署名手続き (DocuSignシステム) Q&A

Q		A
3-1	署名情報登録後、電子署名手続はいつから行えるのか？	多数の取引先の皆様の署名確認を行っている関係上、処理に1か月程度の時間を要しております。 また、署名情報サービスにて署名情報を修正した場合は、書面による変更手続が完了次第、契約手続再開となりますので、速やかに、別途書面の「変更届」を取引支店までご提出ください。 なお、電子署名用URLが記載されたメールは、書面による支払先変更手続が完了後に発信されます。
3-2	電子署名用URLは、どのアドレスに送られるか？	「基本契約署名情報サービス」にてご入力いただいたメールアドレスにお送りしております。
3-3	署名依頼メールの電子契約用のリンクはいつまで有効か？	署名依頼メール配信から48時間が経過すると、メールに記載されたリンクが無効となります。 メール内のリンクを開くと無効メッセージが表示され、「新しいリンクの送信」をクリックすると、登録しているメールアドレス宛に新しいリンク付きメールが送信されます。 ※注意点 ・48時間経過していなくても、「文書の確認」のリンクを5回以上クリックするとリンクが無効になります。(共有のメールアドレスに届いた署名依頼メールの「文書の確認」のリンクを、複数人が押下した場合など)
3-4	電子署名の操作は誰が行うのか？	電子署名の操作は、署名情報サービスにて「署名操作者」に設定された方が行います。「署名操作者」に契約者名本人を設定した場合は、契約者本人が署名操作を行う必要がありますのでご注意ください。
3-5	電子署名済の契約書等の有効性の証明はどのようになっているのか？	締結済みの契約書や覚書の有効性を証明するには、電子署名後、DocuSignのユーザー登録を行い、直接DocuSignにログインし、電子証明書付きの契約書等をダウンロードする必要がありますので、DocuSignのユーザー登録をお願いします。なお、ユーザー登録による費用負担は発生しません。 ※DocuSignのユーザー登録については、電子署名完了時に画面上で案内されます。この時点でユーザー登録を行わないと、電子証明書付きの契約書等のダウンロードはできません。
3-6	2020年3月31日以降に電子署名を行った場合はどうなるのか？	基本契約の締結は2020年4月以降も可能ですが、基本契約締結のタイミングに応じて個別請書に適用される基本契約が変わるため、ご注意ください。

4. その他 Q&A

Q		A
4-1	エンジニアリング工事の新旧対照が案内状に同封されている。	2020年1月末時点で弊社に登録されている情報を基に、取引先の皆様に該当する資料を送らせていただいておりますので、エンジニアリング工事請負基本契約書も専門工事請負基本契約と合わせて電子契約を行っていただきますようお願いします。
4-2	設定したパスワードを忘れてしまった。	【署名情報サービスのID・パスワードの場合】 登録した情報を修正する際に、ログインパスワードを忘れてしまった場合は、当初ご案内している仮パスワードにリセットしますので、 お取引のある弊社支店・事業本部にお問い合わせください。 【DocuSignのID・パスワードの場合】 DocuSignのサポートセンター (https://support.docusign.com/jp/acct1login) にアクセスし、「ログイン」ボタン下部の、「パスワードを忘れた場合」から手続をお願いします。
4-3	パスワードを何回も間違えた場合、どうなるのか？	署名情報サービス・DocuSignともに、短い時間に何度か連続して失敗するとログイン画面がロックされますので、数時間後に再度ログインを試してください。